○金融庁告示第四十六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二十五の規定、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項の規定、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月十一日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（適格格付機関） **第二条**　銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。 ［一～三　略］ 四　S&Pグローバル・レーティング 五　［略］ （適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係） **第三条**　銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。 一　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー ［略］ 二　国際開発銀行向けエクスポージャー ［略］ 三　［略］	（適格格付機関） **第二条**　銀行告示第一条第十四号、銀行持株会社告示第一条第十四号、信用金庫告示第一条第十三号、信用協同組合告示第一条第十三号、労働金庫告示第一条第十三号、農業協同組合告示第一条第十四号、漁業協同組合告示第一条第十四号、農林中央金庫告示第一条第十号及び商工組合中央金庫告示第一条第十一号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関は、次に掲げる格付機関とする。 ［一～三　同上］ 四　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ 五　［同上］ （適格格付機関の格付と信用リスク区分との対応関係） **第三条**　銀行告示第一条第十五号、銀行持株会社告示第一条第十五号、信用金庫告示第一条第十四号、信用協同組合告示第一条第十四号、労働金庫告示第一条第十四号、農業協同組合告示第一条第十五号、漁業協同組合告示第一条第十五号、農林中央金庫告示第一条第十一号及び商工組合中央金庫告示第一条第十二号の規定に基づき、適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分は、次の各号に掲げる事項について、当該各号の表に定めるものとする。 一　中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー ［同上］ 二　国際開発銀行向けエクスポージャー ［同上］ 三　［同上］

信用リスク区分	1―1	1―2	1―3	1―4	1―5	1―6
［略］						
S&Pグローバル・レーティング	［略］					
［略］						

二　国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2―1	2―2	2―3	2―4	2―5
［略］					
S&Pグローバル・レーティング	［略］				
［略］					

信用リスク区分	1―1	1―2	1―3	1―4	1―5	1―6
［同上］						
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	［同上］					
［同上］						

二　国際開発銀行向けエクスポージャー

信用リスク区分	2―1	2―2	2―3	2―4	2―5
［同上］					
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ	［同上］				
［同上］					